

給付金

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

エネルギー・食料品などの物価高騰による負担が増加し、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に生活支援を行うため、1世帯当たり3万円を支給します。対象者には7月中旬頃から順次「確認書」を送付しますので、期限内に申請してください。

| | |
|-------|--|
| 支給対象者 | 基準日（令和5年6月1日）で、町内に住所がある令和5年度の住民税均等割非課税世帯の世帯主 ※住民税課税者の扶養控除などの対象となっている方は除く |
| 申請期限 | 令和5年11月30日 |

※住民票を本町に移すことができない方（DVによる避難などの理由）も給付金の対象となる場合がありますので、下記まで問い合わせしてください。

問い合わせ先：健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541

介護保険

令和5年度保険料の案内

介護保険料決定通知書を送付します

65歳以上の方は4月1日現在の被保険者本人と世帯員の方の令和5年度町民税課税状況などを基に決定し、7月中旬に決定通知書を送付します。

介護保険料がコンビニエンスストアで納付できます

介護保険料が納付書払いとなっている方は、従来の金融機関での納付に加え、コンビニでの現金納付が可能です。曜日や時間を気にすることなく納めることができますので、ぜひ利用してください。対応するコンビニは納付書裏面を参照してください。 ※年金天引きから納付書払いへは変更できません。

白老町の第8期介護保険料額（令和3～5年度）

| 区分 | 対象者 | 年間保険料額（円） |
|-------------------|--|-------------------------|
| 第1段階 基準額（0.5） | ・生活保護受給者。 ・老齢福祉年金を受けていて世帯全員が町民税非課税の場合。 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の場合 | 36,000 公費軽減後（21,600） |
| 第2段階 基準額（0.7） | ・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の場合 | 50,400 公費軽減後（32,400） |
| 第3段階 基準額（0.75） | ・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える場合 | 54,000 公費軽減後（50,400） |
| 第4段階 基準額（0.9） | ・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合 | 64,800 |
| 第5段階 基準額（1.0） | ・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合 | 72,000 |
| 第6段階 基準額（1.2） | ・本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の場合 | 86,400 |
| 第7段階 基準額（1.3） | ・本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合 | 93,600 |
| 第8段階 基準額（1.5） | ・本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合 | 108,000 |
| 第9段階 基準額（1.7） | ・本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上 | 122,400 |

介護保険負担割合証（黄色いカード）を送ります

要支援・要介護認定を受けている皆さんに、前年の所得により利用者負担を決定した（1割・2割・3割と記載）新しい負担割合証を7月中旬頃に送ります。8月から介護保険のサービスを利用するときは、『介護保険被保険者証』（オレンジのカード）と一緒に新しい負担割合証をサービス事業者に忘れずに提示してください。※期限の過ぎたものは使えませんので、注意してください。

提出・問い合わせ先：高齢者介護課 介護保険グループ ☎82-5560